

議決権代理行使委任に関する報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名				
	住 所		国 籍		
	職 業				
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名		
		住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡 先(担当者氏名、電 話番号及び電子メ ールアドレス)				

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称			
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 総 議 決 権	個		
2 委任した議決権の数量等		数 量 個		
		委任後の議決権比率	%	
相 委 任 手 方 の	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる 事務所の所在地		(3)国籍又は 設立国	
	(4) 職業又は営んで いる事業の内容			
4 委 任 年 月 日				
5 そ の 他 の 事 項		<input type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。		

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 6 「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
- 7 「3 委任の相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3 委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。
- 8 「3 委任の相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

報告書記入例

議決権代理行使委任に関する報告書

○年 ○月 ○日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名	日本語表記：ライマン・フランク・バーム 英語表記：Lyman Frank Baum			
	住所	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク10	国籍	アメリカ合衆国	
	職業	弁護士			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名 〇〇株式会社 代表者 甲野太郎		
		住所又は主たる事務所の所在地	東京都中央区〇〇町〇番地		
事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）		担当者氏名：乙野二郎（〇〇株式会社経理課） 電話番号：〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス：jiro_otsuno@〇〇.co.jp			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	日本〇〇化学株式会社		
	(2) 本店の所在地	東京都港区〇〇町〇番地		
	(3) 定款上の事業目的	【注：定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること（事業目的が多い場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない）。】		
	(4) 総議決権	16千個		
2 委任した議決権の数量等		数量	1760個	
		委任後の議決権比率	20%	
3 相手方の 委任の	(1) 氏名又は名称	日本語表記：エイ・ビー・シー・コーポレーション 英語表記：ABC Corporation		
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100	(3)国籍又は 設立国	アメリカ 合衆国
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容	医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入		
4 委任年月日		○年○月○日		
5 その他の事項		<input checked="" type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。		

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 6 「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
- 7 「3 委任の相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3 委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。
- 8 「3 委任の相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

対内直接投資等に係る「議決権代理行使委任に関する報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引又は行為

非居住者である個人が居住者だった時（注1）に取得した本邦にある非上場会社（上場会社及び店頭登録会社以外の会社をいいます。）の議決権の行使につき代理する権限を委任することであって、次の（イ）（ロ）のいずれにも該当する場合であって、次の要件（1）（2）を備えているもの（要件を備えていない場合は事前届出の対象となります。）。

- （イ） 受任をするものが、当該非上場会社（発行会社）又はその役員以外のものである場合。
- （ロ） 受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案が、当該非上場会社（発行会社）の経営を実質的に支配するおそれ、又は、経営に重要な影響を与えるおそれのあるものとして、次のいずれかに該当する場合。
 - a 取締役の選任又は解任
 - b 取締役の任期の短縮
 - c 定款の変更（目的の変更に係るもの）
 - d 定款の変更（拒否権付株式の発行に係るもの）
 - e 事業譲渡等
 - f 会社の解散
 - g 吸収合併契約等
 - h 新設合併契約等

- （1） 非上場会社（発行会社）並びにその子会社及び議決権半数子会社（注2）の定款上の事業目的のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当すること。
- （2） 受任する外国投資家の国籍及び所在国（地域を含む）が日本又は「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域に該当すること。

ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要です。

- a 特定非上場会社（特定取得に係る事前届出業種に属する事業を営んでいない非上場会社。以下同じ。）の議決権代理行使委任に係る受任をした法人の合併に伴う、当該委任契約を承継する存続会社（又は新設会社）による議決権代理行使委任。
- b 特定非上場会社の議決権代理行使委任に係る受任をした法人の分割に伴う、分割後当該事業を承継する新設の法人（又は既存の法人）による議決権代理行使委任。
- c 株式の分割又は併合により発行される新株に係る議決権代理行使委任。
- d 発行会社の組織変更に伴う組織変更前の議決権に代る組織変更後の議決権代理行使委任。

- e 株式無償割当てによる議決権代理行使委任。
- f 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権代理行使委任。

(注1) 非居住者個人が居住者時代に当該議決権を取得した時期が昭和55年12月1日以降の場合に限ります。

(注2) 非上場会社(発行会社)の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、非上場会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配(詳細は会社法施行規則を参照)している特定目的会社以外の会社等(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、非上場会社(発行会社)の議決権半数子会社とは、非上場会社(その子会社を含む)が総議決権の50%を保有する他の会社(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)であって、当該会社(発行会社)の子会社に該当しないものをいいます。

2. 報告の時期

議決権代理行使委任の日から45日以内に居住者である代理人より提出して下さい。

—— 45日目が休日(日本銀行の営業日以外の日をいいます。)の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

3. 提出書類及び提出部数

「議決権代理行使委任に関する報告書」(別紙様式第十七の三)・・・1通

4. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

(郵送の場合の宛先: 〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「4 委任年月日」に記載した「年月日」(複数日に亘る場合は初日)を入力して下さい。